定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年五月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年五月十日

大阪府大阪市中央区平野町四丁目二番一六号

代表取締役　田中　太郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年五月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年五月十日

大阪府東大阪市西堤本通西一―一―三六

株式会社東大阪トラック会館

代表取締役　福塚　正昭

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年六月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年五月十日

兵庫県姫路市南畝町二丁目一番地

日東コンピューターサービス株式会社

代表取締役　黒田　耕司

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年六月十五日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年五月十日

東京都文京区本郷五丁目二七番八号

株式会社いわしや

代表取締役　西巻　吉幸

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年六月二十一日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年五月十日

東京都文京区本郷五丁目二七番八号

株式会社いわしや

代表取締役　西巻　吉幸

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年六月十五日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年五月十日

横浜市緑区西八朔町一六一番地の一

株式会社トーユー

代表取締役　戸山　武之

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である林浩之及び水田大輔が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年五月十日

アメリカ合衆国デラウェア州ニューアーク市バークスデイル・プロフェッショナル・センター一一三番

京都市上京区室町通上立売上る室町頭通二九〇番地ウィル室町三〇三号

REVENTIVE, Inc.

日本における代表者　林　浩之

限定承認公告

本籍埼玉県桶川市大字坂田九七一番地四四、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　佐藤　良子

右被相続人は平成二十五年二月十九日死亡し、その相続人は平成二十五年四月十六日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内に申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月十日

埼玉県桶川市大字坂田九七一番地四四

相続財産管理人　佐藤　俊春

限定承認公告

本籍長野県茅野市米沢七六八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　田中きよし

右被相続人は平成二十四年三月三十日死亡し、その相続人は平成二十四年六月二十八日長野家庭裁判所諏訪支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月十日

長野県茅野市米沢五六〇番地一

限定承認者　田中　稔夫

限定承認公告

本籍北九州市小倉南区舞ヶ丘三丁目一三番、最後の住所大分県玖珠郡玖珠町大字帆足四五六番地の三　被相続人　亡　畑本　勝美

右被相続人は平成二十四年八月二十五日死亡し、その相続人は平成二十五年四月二十二日大分家庭裁判所日田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月十日

北九州市小倉南区舞ヶ丘三丁目一三番五号

限定承認者　畑本　惠水

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき、優先資本金の額金百五十七億一千万円を金八億一千万円に減少して、発行済優先出資総口数三十一万四千二百口を一口に対して金五万円をもって一万六千二百口に有償消却することにいたしました。（減少すべき優先資本金の額は百四十九億円であり、優先出資の消却に要する金額は百四十九億円であります。）

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年七月二十三日

掲載頁　五十二頁（号外第一五八号）

平成二十五年五月十日

東京都千代田区内幸町二丁目一番一号

特定目的会社菖蒲プロジェクト

取締役　横山　直樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七億五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の確定した最終事業年度はありません。

平成二十五年五月十日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　Ｃｏｒｄｏｂａ特定目的会社

取締役　横山　公一

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を七億五百万円減少することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年六月十一日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年五月十日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　Ｃｏｒｄｏｂａ特定目的会社

取締役　横山　公一

正　誤

ページ	段	行	誤	正

平成二十五年三月二十九日（号外第六十七号）公布厚生労働省令第四十五号（高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令等の一部を改正する省令）

（印刷誤り）

一六	下	四～三	終りから 附則第十三条	附則第三条

平成二十五年四月一日（号外第六十九号）公布人事院規則一―五九（国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係人事院規則の整備に関する人事院規則）

（印刷誤り）

五三ページ下段別表第一の二十五の表中「森林管理署」は「森林管理署支署」の、「森林管理署支署」は「森林管理署」の誤り。

五五ページ上段終りから四～三行目「措置対象職員等」は「措置対象職員」の誤り。

平成二十五年四月一日（号外第六十九号）公布人事院規則九―五五―一一六（人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則）

（原稿誤り）

五七ページ下段一三行目の「切り捨てた額）」は「切り捨てた額）を加算して得た額（その額が現に受ける俸給及び扶養手当の月額の合計額（減額支給対象職員にあつては、当該合計額から減額基礎額を減じた額）に百分の二十五を乗じて得た額を超えるときは、当該額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」の誤り。

（印刷誤り）

五六	上	一六	終りから 八条	九条
五七	〃	一	なった場合	なつた場合

平成二十五年五月二日掲載の大阪家庭裁判所に係る平成二十五年（家）第七〇〇一三号相続財産管理人の選任中

（印刷誤り）

一三一		一七	終りから 藤琵琶村	藤琵琶村

◉号外　五月十日付第九七号一二八ページ●同日付政府調達第八五号八〇ページ●三月二十二日付衆会第一二号二三二ページ
◉付録　四月官報目録一六ページ

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）